

生保裁判連 ニュース

第五二号 二〇一三年十月発行

○発行 全国生活保護裁判連絡会

○事務局 つくし法律事務所

(〇七五 二四一 二二四四)

生保裁判連第19回総会・交流会

2013年12月1日(日) 午前10時から、滋賀県大津市「コラボしが21」で開催!

貧困と格差の拡大に伴い生活保護利用者は増加の一途を辿る一方、昨年吹き荒れた生活保護バッシングの嵐はついに政府による生活保護制度・基準双方の改悪に突き進み、生活保護はかつてないほど危機に立たされています。今年の総会・交流会はテーマを『危機に立つ生活保護 はね返そう、当事者とともに!』として、滋賀県大津市、コラボしが21(〒520-0806 大津市打出浜2-1、Tel 077-511-1400)で開催されます。

協田滋龍谷大教授による基調講演「韓国に学ぶ反非正規、反貧困運動」(仮題)のほか、勝訴特別報告及び各分科会(第1分科会:不安定就労と生活保護、第2分科会:生活保護法改正と生活困窮者自立支援法、第3分科会:生活保護基準切り下げ)とも、盛りだくさんの内容です。

参加費500円(生活保護利用者は無料)、資料代1000円です。また、生保裁判連にご入会いただける方は年会費2000円もこの場で承ります。

ぜひとも多数ご参加・ご来場下さい。

問い合わせは生保裁判連事務局まで

(生保裁判連事務局)

〒604-0982 京都市中京区御幸町通夷川上る松本町568 京歯協ビル3階

つくし法律事務所 TEL 075-241-2244 FAX 075-241-1661

(現地連絡先:せせらぎ法律事務所)

〒520-0056 大津市末広町7番1号大津パークビル7階 TEL 077-511-5858、FAX 077-511-5859)

各地の闘い



医療移送費不支給事件(神戸地方裁判所第2民事部平成25年3月22日判決)について 弁護士 藤原精吾

1 はじめに
本来医療移送費(通院交通費)の支給を受けられたはずなのに、ケースワーカーの誤った説明で、原告は、6年半余にわたり支給できなかった。その後北海道・滝川市通院費不正受給事件の報道を機に申請を行った原告に対し、申請後の分は支給されることになったが、それまでの6年分については、事前に申請がなかったとして、却下された。そこで、原告は、却下処分取消請求訴訟と併せて、ケースワーカーの誤った説明で通院費が支払われなかった違法な行政により被った損害金の支払いを求めて、姫路市を被告として、平成23年に国家賠償請求訴訟を提起した。

2 本件判決の意義は二つある。
その1は、生活保護の受給者が法令により受けられる給付がある場合、保護実施にあたる職員にはこれを教示する義務があり、これを怠って受給の機会を奪ってしまうことは、国家賠償の対象となること。
その2は、保護実施機関には、一定の要件を充たせば保護変更の義務があるとしたこと。但し原則的には申請の意思表示が必要としたこと。(詳細は「賃金と社会保障」1590号44頁を参照)

3 2 事案の概要
原告は、兵庫県姫路市在住の男性(昭和27年9月生)である。平成13年3月7日、姫路市の病院に入院した。しかし、同病院での治療が困難と判断され神戸大学医学部付属病院に転院し、副甲狀腺癌、原発性副甲狀腺機能亢進症と診断された。同年4月退院したが、

その後同病院に通院または入院を繰り返した。

姫路市の原告自宅から神戸市にある神大病院まで通院するためには片道1時間半程度を要し、交通費は往復2440円要する。大阪大学歯学部付属病院まで通院するためには片道2時間半程度、交通費は往復2800円を要する。通院交通費の支出が家計の負担となっていたので、平成13年4月の退院後、原告は、たびたび、担当ケースワーカーに、「交通費は出ませんか?」などと尋ねていた。しかし担当のケースワーカーは口をそろえて、「生活費から賄うように」(「通院のための交通費は」生活費に含まれている)というだけだった。

数年が経過し、平成19年11月滝川市移送費不正受給事件報道記事を持参した原告の申請を受け、姫路市は平成19年11月以降の通院費を支給するようになった。その後原告は平成20年11月17日、保護開始の平成13年3月に遡って医療移送費を支給することを求める申請をしたが、事前に申請がなかったことを理由にすべて却下された。

3、本件の論点と裁判所の判断
原告は、通院費が支給できるのにしなかったのは違法な処分であるとしてその取消を請求し、予備的に違法な不支給によって被った損害につき国家賠償請求をした。

裁判所は、
ア)取消訴訟に関しては、原告の通院費支給を却下する処分があったかを問題とし、その有無を判断する前提として、①通院移送費を含めて保護費の支給を受けるには事前申請を要するか、②受給者の申請を要するとすれば、申請意思はどの程度明確でなくてはならないか、とした。

イ)国家賠償請求訴訟に関しては、①どのような場合に保護実施機関に保護変更義務があるか、②保護費の給付が必要で可能な場合、ケースワーカーには教示義務があるか、③教示をしなかった場合違法な職務執行として国家賠償を命じることができるかを問題を設定した。

ア)取消請求について
判決は、医療移送費の申請についての保護変更は、原則的に申請が必要だとし、これがあつたとは云えないので

処分を取り消す理由がないとした。

イ) 国家賠償請求について
①職権による調査、保護変更義務違反について
判決は、法24条5項により、保護実施機関は職権による調査・保護変更義務を負っているが、かといって「事後的にみて変更すべきであつた」との事実が判明した全体的場合に上記職権による保護変更義務の違反があつたということとは相当でないとした。そして、「医療移送費を支給するための職権による保護変更をしなかったことを国家賠償法上違法と評価するためには、少なくとも医療移送費を支給しなければ保護費が最低限度の生活を維持できないことを容易に認識することができたことを要する」との限定を加えた。

本件については、保護変更義務違反による国家賠償は認めなかったものの、法24条5項が定める保護実施機関の職権による調査・保護変更義務は単なる公法上の義務にとどまらないこと、被保護者に対して変更義務を怠ること、その最低限度の生活を維持できない結果を招くことが容易に認識可能な場合は、被保護者に対する職務上の違法行為となることを肯定しており、積極的な意義が見いだせる。

②教示、援助義務違反
判決は、実施機関の職員には適切な助言をし、必要に応じて保護変更申請を援助する義務を負う場合があることを認めた。しかし他方、実施機関の職員にあまりに広範囲な教示、援助義務を負わせることは相当でないこととして、個々の事項について教示援助義務を負うかどうかを検討する必要があるとした。

その上で、保護申請の場面に於いて、被保護者には保護申請権が認められていると解されること、法25条2項が実施機関に対し職権による調査、保護変更義務を負わせていること、保護変更の申請権を侵害されれば被保護者が最低限度の生活を維持することができなくなるおそれが生じていることが認められれば、「少なくとも、被保護者から特定の扶助を受けられるかどうかについて教示を求められた実施機関の職員が、当該扶助を行う可能性が、当該扶助を求めたにもかかわらず、漫然、当該扶助を行う可能性がないこ

とを明示または黙示に示した場合には被保護者に認められた保護変更の申請権を侵害するものとして、国家賠償法上、違法であると解すべきである」と判示した。

そして、本件ケーススワーカーらは、原告に医療移送費が支給される可能性があることを認識すべきであり、原告が、担当者に通院交通費が支給されないか繰り返し質問し、これに対し漫然と、生活保護費の中から賄うようにとの返答を繰り返したことは当該扶助を行う可能性がないことを明示または黙示に示したものであるとすべきで、国家賠償上違法であるとした。

保護開始時点での不支給は職務上の違法行為を認め、損害賠償を命じた小倉北自殺事件判決（平成23年3月29日）さいたま地裁の三郷市生活保護事件判決（平成25年2月20日）に対し、本判決は、保護開始後の教示、援助義務違反を認めた判決である。

三郷市生活保護裁判の勝訴確定 ―水際作戦、硫黄島作戦の違法性を認定―

弁護士 吉廣 慶子

1 事件のあらまし

三郷市生活保護裁判とは、三郷市に生活保護申請を一年半にわたり拒否され続け、開始決定後わずか2ヶ月強で保護を打ち切られた夫婦が、平成19年7月、三郷市を相手に国家賠償請求訴訟を提起した事件である。

平成25年2月20日、原告の主張をほぼ全面的に認容する判決が言い渡された。被告がこれに控訴せず、判決が確定したので報告する。

事件の経緯は、以下のとおりである。平成16年12月、それまでトラック運転手として30数万円の収入を得ていた夫の白血病罹患が発覚、即入院となった。最愛の夫が余命幾ばくと宣告された精神的ショックから、妻も精神科に入院するようになった。夫の収入だけで暮らしていた家族4人の生活は、一挙に困窮するようになり、同時期以降妻は1年半にわたり、たびたび生活保護の申請をしたが、福祉事務所の職員は申請書の交付を拒否し、生活保護を受給させなかった。

ようやく弁護士が同行して平成18年6月21日に保護が開始されたものの、翌7月初頭には福祉課の転居指導が始まり、8月31日、転居と同時に

妻と次女が保護から外された。この事態に、上記弁護士が三郷市に事実確認したところ、「大の大人が3人もいて、いつまでも保護を受けていると随分ずるんです。移管しなかつたのは、本人達のためです」と暴言を吐き、9月17日、夫の一時退院と同時に保護廃止してしまつた。

2 本件訴訟の争点と意義
本件の主な争点は、①被告が、補足性の原則（親族の支援、稼働能力）を理由に申請を拒否し続けた行為の違法性、②市外への転居を指導し、転居後の保護申請を禁じて保護を打ち切つたことの違法性、の2点である。

3 争点に関する判断

(1) 水際作戦について（口頭による申請の意思表示の有無）
ア 当事者の主張

被告：平成18年6月弁護士が同行するまでの面接は、単なる相談であつて、生活保護の申請の意思表示はなかつた。原告：平成17年初頭から原告は度々福祉課に行き、毎回、申請の意思表示を申請書で交付し、申請しても申請扱いせず、水際作戦である。

イ 裁判所の判断

裁判所は、以下の通り、平成17年3月の2回目の面接からの被告の対応に違法性を認めた。

保護の申請行為は、保護実施機関に審査応答義務（保護の要否等）について決定し、申請者に書面で通知すべき義務を生じさせるものである以上、申請の意思表示があつたというためには、実施機関に審査応答義務を課すほどに確定的な意思表示であることが必要である（厳格な意思表示）。しかし、かかる申請行為が認められないときでも、保護実施機関が、相談者の申請権を侵害してはならないことは明らかであり、面接時の生活状況等から、相談者に保護申請の意思があることを面接担当者において具体的に推知し得たのに、申請の意思を確認せず、または、今以上に親族の扶養を受けなければ申請を受け付けない、あるいは保護を受給できない等誤解を与える発言をした結果、相談者が保護申請できなかつた場合、実施機関には申請権侵害の違法がある。本件の2回目の面接において、原告らが福祉課職員に対し、増収の見込みが

なく、親族による扶養も期待できないと説明しているのに、同職員が原告にさらなる増収や親族の扶養を受けることを助言していることを指摘し、こうした職員発言によつて原告が保護を受給できないと誤信して申請に至れなかつた以上、申請権侵害の違法がある」と認定した。

さらに、3回目、4回目の面接については、弁護士からの助言を受け、保護を受けようとして福祉課を訪れたこと、前回の面接時よりいっそう生活が困窮していたことなどから、各面接時に原告が申請の意思表示をしたと認定し、申請を受けてこれに回答しなかつた被告の応答義務違反を違法と判断した。

(2) 転居に伴う保護の打ち切りについて

ア 当事者の主張

被告：原告らは転居後自立するとの意思を表明して自発的に転居したのであり、市外への転居とその後自立は、被告の指導ではない。被告が移管の手続きをしなかつたのは、原告らが自立の意思を述べていた以上、被保護者の転居に当たらないからであり、原告らが転居しても通知義務は生じない。

イ 裁判所の判断

被告は、転居後に福祉課に相談に行つてはいけなかつた。原告らの転居後、原告らは好転しておらず、自活可能な状況になく、また実際にも、転居後の自立は、原告らではなく、被告職員が提案したものであつた。被告福祉

事務所長は、転居後の自立の意思表示が原告らの真意に基づかないものであつたことを保護記録などから認識し得たのに移管の通知をしなかつた以上、移管通知義務を怠つたことに違法がある。また、被告職員は上記の通り転居後は保護を受けずに自立するよう促していた以上、同職員が転居後保護の相談に行つてはいけなかつたという原告らの供述は信用できる。転居後の福祉課への相談を禁じる発言は申請権侵害であり、違法である。

4 最後に
本判決は、生活保護の相談に来た市民が、福祉課職員に誤つた教授等により生活保護申請に至れなかつた場合、福祉課の申請権侵害は違法であると明言した。これは、市民に申請の意思表示させさせずに引き下がるせいで、生活保護の窓口での水際作戦を違法と断じたものに他ならず、極めて高く評価できる。

現在、生活保護制度は、生活保護基準の切り下げ、窓口での抑制的運用等、様々な角度から締め付けられている。本件を通じて、生活保護の適用を過度に抑制することがいかに危険なことか、多くの人に理解してもらい、自助努力ではどうにもならず苦しんでいる市民に優しい世の中になればいいと思う。

広島高裁文書提出命令をめぐる審理状況
生存権裁判広島弁護士会
弁護士 山本 一志

1 広島高裁の決定（文書提出命令）

広島高等裁判所第3部（後津順子裁判長）は、平成24年11月16日付決定で、平成11年全国消費実態調査にかかると一定の文書の提出を命じた（以下、本件決定という）。

2 最高裁の決定（逆転）
しかし、国側は本件決定に対し抗告を申し立てた。

3 最高裁決定後の広島高裁での審理
抗告を受けた最高裁判所第三小法廷は、申立人（控訴人）に意見提出を求めることなく、平成25年4月19日付決定で、本件決定を破棄しました。

文書提出命令をめぐる最高裁での審理中、中断していた広島高裁の弁論が再開されたのは、平成25年7月22日でした（第15回口頭弁論）。
中断前の第14回口頭弁論期日が平成24年11月21日でしたので、約8ヶ月間の中断期間でした。

この間、広島高等裁判所第3部の裁判官のうち、右陪席と左陪席の交代があり、第15回口頭弁論期日では、弁論の更新手続きがなされました。同日では、控訴人、被控訴人双方の準備書面の提出があり、控訴人・被控訴人ともに、次回、主張立証を補充することとなり、控訴人側が以前から申請している原告本人尋問の採否については、またしても決定が留保のまま、次回期日は、平成25年11月27日午前11時に決定され、後津裁判長からは、結審もあり得ると通告され、期日調書にもその旨が記されております。

4 今後の審理の行方
広島高裁3部が本件決定に至つたのは、本件訴訟において、控訴人が提出を求めた文書が司法判断のために必要と考へたからに他なりません。それは、ある意味で、控訴人（原告）側の主張・立証責任を緩和し、被控訴人（実質的には国）側に、政策変更の説明責任を負わせたと評することもできると思っております。

そうであるならば、最高裁決定によつて文書の提出の途が絶たれた不利益は、控訴人側にはなく、被控訴人側に負わせるのが筋のようです。

右陪席と左陪席が交代した今の裁判体は、どのような考え方をとっているのかは定かではありませんが、控訴審における、本件決定に至る過程での審理と、最高裁決定以後の審理とで一貫性が求められるとすれば、広島高裁3部は、控訴人（原告）に有利な判断を下してもいいことになりそうです。ただし、裁判体の変更がその点に及ぼす影響をもちます。いざいざ、広島高裁での審理は大詰めに差し掛かっています。元々高齢者の原告らの年齢もますます重ねられてきています。元々うちに希望の持てる解決が図れるよう、全国の皆さんと連携して最後まで力を尽くす所存です。

文書提出命令をめぐる最高裁での審理中、中断していた広島高裁の弁論が再開されたのは、平成25年7月22日でした（第15回口頭弁論）。
中断前の第14回口頭弁論期日が平成24年11月21日でしたので、約8ヶ月間の中断期間でした。
この間、広島高等裁判所第3部の裁判官のうち、右陪席と左陪席の交代があり、第15回口頭弁論期日では、弁論の更新手続きがなされました。同日では、控訴人、被控訴人双方の準備書面の提出があり、控訴人・被控訴人ともに、次回、主張立証を補充することとなり、控訴人側が以前から申請している原告本人尋問の採否については、またしても決定が留保のまま、次回期日は、平成25年11月27日午前11時に決定され、後津裁判長からは、結審もあり得ると通告され、期日調書にもその旨が記されております。